

ブランディングプラン（GMA）コンテンツに関する規約

申込者と当社（導入商品の販売者をいう、以下同じ）は、申込者が当社に対し当社の商品（本規約において「導入商品」といいます）のコンテンツの一つとして申込者の事業に関する広告宣伝用の動画（以下、「コンテンツ」という。）の制作、及び利用に関する申込（以下「本申込」といいます）をした場合の条件を本規約において定めます。申込者が本申込を行う場合、本規約を遵守することに同意して申し込むものとします。

第1条（成立）

申込者は、当社所定の方法により、コンテンツの制作及び利用に関する申込みを当社に対して行い、それに対する当社の承諾により、本契約（コンテンツ制作と利用に関する契約をいい、以下同じ）が成立するものとします。

第2条（料金）

本契約に関する料金は、本申込に関する売買契約書に記載の金額とします。

第3条（コンテンツの制作）

- 1.当社は、本申込時又は申込後において、申込者から当社に伝えられたコンテンツ内容に関する意向に基づいて定める仕様（以下、「仕様」という）に従い、コンテンツの制作を行うものとします。
- 2.申込者はコンテンツの仕様決定以後、仕様の変更を求めることはできません。なお、各プランにより、以下の事項が適用されます。

（G プラン）申込者が撮影日が決定した日以降に撮影日を変更する場合、申込者は、以下の撮影日変更にかかる費用（下記変更手数料に変更日時点の消費税額を加算した額）を負担するものとします。

変更手数料	
変更日	撮影日変更にかかる費用
撮影日決定後から撮影日の3日前迄	撮影のために予約した交通・宿泊等の変更手数料等の実費
撮影日の2日前	変更手数料（10000 円）＋移動費（全額）
撮影日の前日から当日	変更手数料（30000 円）＋移動費（全額）

※自然災害・天変地異・戦争・テロ・暴動・政府等の命令又は指導、交通閉塞など不可抗力により撮影もしくは制作ができない場合、当社はその責任を免れるとともに、上記費用は発生しません。

- 3.申込者は、コンテンツの制作において、自己の責任において、撮影及び編集制作に必要な情報の提供、物品や資料（以下、「物品等」という。）の貸与を行うものとし（申込者の希望により当社が準備し、申込者が確認し、使用に同意した物も含む。）それらは第三者の知的財産権を含むいかなる権利も侵害しないことを保証するものとします。なお、コンテンツへの出演者（従業員、役職員を含むがこれに限らない）への同意の取得、撮影場所が申込者の者でない場合は撮影場所の管理者への許諾、撮影にあたり映り込みがある可能性のある近隣への同意の取得は、申込者の責において行うものとします。

4.当社は、動画の制作を、申込者の事前の承諾を得ることなく、第三者に再委託することができます。

第3条の2（納品）

1.当社は、コンテンツを申込者の指定する申込者の指定する Youtube アカウントに対するアップロードもしくはコンテンツのデータが入った情報記録メディアの引渡しをもって納品を完了したものとします。なお、申込者は自己の事業の用途に使用する Youtube アカウントを取得し、納品前迄に、当社に対して、アップロード可能となる権限を付与するものとします。なお、本規約およびこれに関連する取引において、Youtube とは Google LLC が提供する動画共有プラットフォームをいいます。

2.当社は、申込者と当社間で別段の定めがない限り、本契約に基づきコンテンツデータのアップロード以外の目的で申込者の Youtube アカウントの権限を利用しません。申込者の Youtube アカウントに発生するトラブル (Youtube アカウントについては、当社の故意または重過失による事由で生じたものを除き、申込者が一切の責任を負うものとします。

第4条（検品）

1.申込者は、前条に基づき納品された動画について速やかに仕様に適合するかを検品し、その結果を当社に通知するものとします。なお、第2項に基づき修正の依頼を行った場合は、修正されたコンテンツについて前記のとおり検品し通知するものとします。

2.申込者は、納品後、前項の検品に関する通知前に、以下の条件に従い修正の依頼を行うことができます。

【修正可能範囲】 対応範囲の項目の組み合わせで1回のみ。			
	G プラン	M プラン	A プラン
対応範囲	テロップ修正 画像差し替え AI ナレーション修正	テロップ修正 コマ修正(5 コマまで) AI ナレーション修正	テロップ修正 画像差し替え AI ナレーション修正

（共通）全編修正、動画再撮影、ナレーション（AI 除く）の追加や構成変更を含む修正は有償となります。なお、コンセプトを変更する内容の修正依頼はお受けできません。

3.当社は、第1項に基づく申込者からの検品結果の通知なき場合又は申込者が正当な理由なくコンテンツの受領（導入商品の受領を含む）を拒んだ場合も、当社所定の納品を行った日から3日後をもって検品に合格したものとみなすことができる。

4.検品の結果が不合格の場合、当社の費用と責において申込者当社協議の上決定した期限までに納品し、再度検品するものとする。

5.第1項または第2項により検品が完了したコンテンツについて、または仕様に規定しない事項について、当社は一切の契約不適合責任を負いません。

第5条（著作権等）

1. キャラクター、ロゴ、画像、ナレーション等コンテンツを構成する素材、並びにその集合体としてのコンテンツの著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利、著作者人格権を含む。）、及び発明、考案、創作にかかると意匠権等の知的財産権を受ける権利、当該権利の基づき取得される知的財産権（以下、「知的財産権」という。）については、当社若しくは制作者（マンガ家、制作会社等をい

い、以下「漫画家等」といいます。)に帰属し、申込者に譲渡されるものではありません。なお、当社は、一次利用の範囲における使用許諾設定権及び、申込者が保守会社(当社もしくは当社が指定する会社に限る、以下同じ。)と導入商品に関する保守契約(以下、「保守契約」という。)を締結した場合において、申込者が二次利用に必要となる範囲における使用許諾設定権を有し、当該保守会社に許諾していることを保証します。

2. 前二項に関わらず、コンテンツの制作にあたり、申込者が提供したキャラクター、画像、テキスト、指示書等についての著作権は申込者に帰属するものとします。

第6条(使用許諾)

- 1.当社は、申込者に対し、コンテンツを当社の指定する以下の使用範囲において、非独占的かつ譲渡不能、かつサブライセンス不可な使用权を許諾いたします。なお、コンテンツの使用期間は以下の通りとし、申込者と保守会社との間で保守契約を締結された場合、当該使用期間の間、コンテンツ原データを責任をもって保管するものとします。

【使用範囲】

コンテンツの使用範囲は、以下の条件をすべて満たす Youtube アカウント上、及び Youtube の埋め込みによる申込者のサイト上での使用となります。

- ①申込者の事業用途で使用する Youtube アカウントでの使用
- ②申込者の管理する Youtube 上での使用
- ③当社指定のプラットフォーム・第三者サービス上での使用※申込者の事業用途で使用するアカウントに限る。

【使用期間】

- ① 検品の日から 60 か月とする。

ただし、本コンテンツの代金の支払いが分割払いでその支払期間が 60 か月を超える場合、検品の日から分割払いの期間と同等の期間が使用期間となります。

- ②上記①の期間終了後においても使用を継続する場合、保守契約の継続期間中は、使用期間とする。

なお、当該使用期間満了(但し、契約解除等、契約期間の満了に伴わない終了の場合は除)後は、当社所定の期間を経過後、コンテンツを当社にて破棄するものとし、申込者が当該使用期間満了前迄に著作権の譲渡に関するお申出が書面によってあった場合のみ、その対価として5万円(税抜)に消費税額を加算した額を当社に対して支払うことで、当社は当該動画の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定される権利を含むが、漫画家等に帰属する権利がある場合はこれを除きます。なお、お申出があった場合、漫画家等に帰属し譲渡できない著作権がある場合、速やかにこれを申込者に対し提示するものとします。)を申込者に対して使用期間満了後に譲渡するものとします。

2. 前項に関わらず、保守契約により使用範囲の変更があった場合、または、漫画家等の指定等に伴い使用範囲の限定があった場合は、当該範囲を申込者のコンテンツの使用範囲とします。なお、この場合、保守契約に基づく二次利用の範囲も当該使用範囲に限られるものとします。

- 3.申込者は、コンテンツを当社の許諾なく編集、加工又は修正、転載、複製することはできません。

第7条(二次利用)

当社は、申込者がコンテンツを二次的に利用することにつき、申込者に対し、以下の範囲で利用することを許諾します。

【二次利用範囲】

Youtube アカウント上での利用を前提とし、申込者の事業の用かつ、申込時と同目的または同事業の利用に限り、以下の範囲で動画を使用することができます。

① 各種SNS・ポータルサイトへの掲載 ② 店舗・展示会等でのディスプレイでの利用 ③ 申込者の事業従事者及び取引先に対するプレゼンテーションとしての利用

※ 利用の際は、販売店のクレジット表示を行うものとする。

なお、キャラクター、ロゴまたはその一部を切除したものを第三者に販売すること、及び、自社のキャラクターとして使用することは固く禁じるものとします。

第8条（免責）

申込者は、コンテンツ及びその素材（以下、本条において「コンテンツ等」という。）の内容及び納品後のコンテンツに関する全ての責任を負担し、当社は以下のとおり何らの責任を負わないものとします。

- ①当社は、コンテンツ等の内容に関しいかなる保証も行いません。
- ②当社は、申込者がコンテンツ等を使用したことにより発生するいかなる損害及び事故、及び第三者からの損害賠償請求等のクレームについて一切の責任を負いません。
- ③当社は、コンテンツ等に関する法令またはガイドライン等の違反について何ら保証をいたしません。
- ④当社は、申込者がコンテンツ等の二次利用を行った場合、コンテンツ等が二次利用先などの掲載基準を満たすことを保証いたしません。
- ⑤当社は、コンテンツ等に関する広告効果等を保証いたしません。
- ⑥申込者の依頼に基づき用いた素材（キャラクター・表現・構成・制作内容等（商品名、吹き出しのコメント、描写等）、これらに限りません。）に関する第三者との権利関係に基づくトラブル、クレーム、損害賠償請求等について、当社は一切の責任を負いません。

第9条（編集）

1.申込者は、第4条の【修正可能範囲】を除き、制作会社起因により仕様と異なる場合のみ当社にて無償の修正となり、コンセプトの変更がない場合に限り、当社が有償にて編集や修正することができることを予め承諾します。また、申込者が保守契約を締結した場合、保守契約の規定の範囲において編集が可能です。

2.前項の編集により作成されたコンテンツの二次的著作物について、当社は、本規約で定める使用期間においては、申込者が使用する場合に限り使用を許諾するものとします。

第10条（中途解約）

中途解約は、適用される契約に応じ、売買契約または保守契約の定めのとおりとします。

第11条（解除）

当社は、申込者が本規約又は本コンテンツに関する売買契約及び売買契約約款の規定に反した場合、又

は、売買契約が解除された場合は、本契約を解除することができる。尚、これに伴い、申込者に損害が生じた場合においても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 12 条（損害賠償）

1.当社は、本契約に基づくコンテンツの制作中において、コンテンツの申込者の利用に関して申込者に損害を与えた場合、申込者に現実に生じた直接かつ通常の影響の範囲でこれを賠償する責を負ものとします。なお、この場合の賠償額は、本契約に基づき当社が申込者から現実に受領した第 2 条の料金額を上限額とします。

2.当社は、検品完了後におけるコンテンツの利用・コンテンツの内容に関する損害について、何らの責任も負いません。

第 13 条（協議事項）

本規約に定めのない事項が生じたとき又は、本規約の解釈に疑義が生じた場合、導入商品の売買契約に基づき解決するものとします。なお、これによっても解決できない場合は、申込者当社双方協議して誠実に解決するものとします。

第 14 条（規約の変更）

当社は、申込者に対する事前の予告なく、本規約を随時変更できるものとします。但し、変更の内容が申込者に重大な影響を与える変更となる場合は、当社は、申込者に対して事前に通知、又は、当社のホームページへの掲載、その他相当の方法で 1 か月以上の相当な期間の公表をすることにより変更できるものとします。

改訂 2025年6月1日